

**問** 石川県川北町では、保育料が0歳児は月額2万円、1歳児から2歳児は月額1万6千円、3歳児以上は月額1万4千円となっている。中学生までのお子さんが3人同一世帯であれば、第3子は無料となっている。医療費については、当町は中学生までが無料だが、高校生までが無料となっている市町もある。このように成功した自治体は、子育て支援を充実させているので、保育料の無料化はできないかもしれないが、値下げをされるような決断をしていただきたい。

**答** (額縁健康福祉課長) 保育料の無料化については、町長の答弁にもありましたように、今後、負担軽減等を考えて検討していきたいと考えています。

**病児・病後児保育**については、坂祝町との連携とのことだが、親さんには知られていないようだ。既存の保育所の空きスペースで、専門研修を受けた保育士が病児の子どもを預かるということも検討していただきたい。

**病児・病後児保育**については、保育士が不足気味のところがあり、実際にそうしたお子様が見えた場合、保育士1名をそこに充てることは不可能です。坂祝町の施設についても、再度、PRさせていただいて、広域での対応についても含めて考えていきたいと思っています。

**警報等の場合の休園の運用の見直し**、米飯の持参についてどのようにお考えか。

**答** (額縁健康福祉課長) 警報の発令時の対応については、当町も大変な災害に見舞われました。その際に学校も含めてその対応を検討した結果、現在のようになっています。警報が出た場合は、保育園も学校にならない、休園する措置をとっています。人命第一を考えた結果、今の形となっています。可茂管内の半数は、大雨警報が出たらすぐに休園となっています。後の半分は暴風警報で休園となります。これにつきましては、お勤め先のご理解をいただくと

いうこともありませんが、保育園がお預かりする場合に、ファミリーサポートという制度があれば、そういう制度を活用できな

いかと思っています。翌年度以降の子ども子育て支援事業計画の中でも、ファミリーサポートの立ち上げについて検討しています。

給食の主食の持参については、現場や保護者の方と話し合いの場を持つてみたいと考えております。過去に実施したアンケート調査の中では、この完全給食を希望される方は少なかったように思います。

## Q2 学校教育について

### 新教育委員会制度について

改正地方教育行政法が来年度4月1日から施行される。

**問** 新教育委員会の果たす役割は、今までの教育委員会とどのように変わるのか、お尋ねする。

また、学校の適正規模について伺う。平成26年度町内の各小学校では、各学年とも1クラスで全学年で6クラスとなっており、潮見小学校では複式学級で3クラスとなっている。八百津中学校は3学年で9クラス、八百津東部中学校では各学年1クラスで3クラスとなっている。

文科省は学校の適正規模を12から18学級が望ましいとしている。文科省の標準規模からみても町内の児童生徒数では、町内に小学校は各一校が適正規模となりますが、教育長はどのように

考えておられるか。また、今の学校数を今後も維持されていくのか伺う。

**答** (堀部教育長) 一つ目は、現行の教育委員長と教育長を一本化した新教育委員会の設置です。現在の教育委員会制度の課題として、教育委員長と教育長が存在しているため、どちらが教育行政の責任者なのかわかりにくいという指摘がありました。そこで、教育委員長と教育長のポストを一本化した新教育長を設置し、第1次的な責任者が教育長であることを明確化にし、緊急時等に迅速な対応が可能となるような制度にしたわけです。

内容の2つめは、総合教育会議の設置と教育に関する大綱の策定であります。新しい教育委員会制度では、首長が総合教育会議を設置したり、教育行政の大綱を策定するなど、首長の役割を明確にしています。そこで、首長と教育委員会が、教育行政の大綱や重点的に講ずべき施策等について協議・調整を行うために、総合教育会議を行い、教育政策の方向性を共有化し、一致して執行にあたる事が可能になりました。教育に関する大綱は、総合教育会議において、首長と教育委員会が協議して、首長が策定することになります。

また、教育行政の政治的中立性を確保するため、教育委員会

は、引き続き、執行機関の位置づけが維持されております。

新しい教育委員会制度の役割は、政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化をはかるもので、これまでの教育委員会制度の課題を解決するものと考えています。

学校の適正規模について、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令や学校教育法施行規則には、学級数が概ね12学級から18学級であることとあります。従って、八百津町の小中学校は、すべて適正規模を満たさないこととなります。しかしながら、学校教育法施行規則には、次のような内容も定められています。それは、地域の実態その他により、特別の事情があるときはこの限りではないという内容です。また、文部科学省初等教育局長から、以前に次のような通達が出されており、学校規模を重視するあまり、無理な学校統合を行い、地域住民等の間に紛争を生じたり、通学上著しい困難を招いたりすることは避けなければなりません。また、小規模学校には、教職員と児童生徒との人間的ふれあいや、個別指導の面で小規模学校としての教育的利点も考えられるので、総合的に判断した場合、なお、小規模学